

## 町制施行 15 周年記念 山車巡行祭り「歩行者天国」出店者募集要項

### 1 主旨

この要項は、富士川町制施行 15 周年を記念する事業として、山車巡行祭り(以下「祭り」という。)の開催にあたり、歩行者天国となる会場への出店手続き方法、基準、留意事項等を定めたものです。

### 2 実施日

令和 6 年 10 月 27 日(日) (小雨決行、荒天の場合中止)

### 3 会場

南巨摩郡富士川町地内 県道 42 号(旧国道 52 号)

富士橋西交差点から青柳 5 丁目交差点まで約 1.5 km を歩行者天国とします。

### 4 主催及び主管

主催 富士川町／主管 富士川町山車巡行祭り実行委員会

### 5 内容

- (1) 飲食の提供
- (2) 娯楽サービスの提供
- (3) その他、祭りにふさわしいと判断されるサービスの提供

### 6 出店物

- (1) 飲食物
- (2) 主催者が適当と認めた商品

### 7 出店者

祭りに伴う歩行者天国に出店できる者は、次のとおりとします。

- (1) 富士川町商工会会員及び富士川町観光物産協会会員
- (2) 主催者が適当と認めた団体または企業

### 8 出店協力金

5,000 円 (1 区画あたり)

※協力金・備品使用料については、後日出店者説明会の折、徴収します。

### 9 出店スペース

間口 3.6m×奥行 2.7m 程度(予定)

出店スペースに対応したテント等の備品は、出店者で用意してください。希望に応じて、テント・机・イス等の必要備品のレンタルも可能です。(別途料金が発生します。)

キッチンカーでの出店も可能です。その際は、キッチンカーのサイズ(全長、全幅、全高)をお知らせください。

## 10 テント等の配置数

100 箇所(キッチンカー含む)

※ 出店希望者多数の場合については、主催者において調整します。場合によっては出店できないことがありますので、あらかじめご承知ください。

## 11 出店者の配置

出店者の配置及び出店者の小間割は、主催者において出店ブロックを決め、抽選により決定します。

## 12 出店の申し込み

(1) 申込書提出期間 9月13日(金)から9月27日(金)まで

(2) 申込書提出先 富士川町産業振興課 窓口に持参してください。

〒400-0592 富士川町天神中條 1134 番地 Tel : 0556-22-7202

## 13 提出書類

出店申し込みの際には、次の該当書類を必ず提出してください。

(1) 出店申込書

(2) 出店者調査票 (警察署提出資料) 様式 1

・免許証※免許証が無い方は保険証の写し

・使用車両の車検証の写し※規制区間内の通行車両を確認するため

(3) 提供食品の概要 (保健所提出資料) 様式 2-1

テント内配置図 (保健所提出資料) 様式 2-2

(4) 誓約書兼承諾書 (警察署提出資料) 様式 3

(5) 有料備品借用申込書 (希望者のみ) 様式 4

(6) 露店等の開設に伴う調査について (消防署提出資料)

(7) 許可営業施設とわかる許可証の写し (保健所提出資料)

※事前に仕込み作業を行う場合のみ

## 14 スケジュール

(1) 車両通行止め時間 8時30分から16時30分まで

(2) 準備時間 8時30分から9時30分まで(許可車両進入可能時間8時30分～)

(3) 販売時間 準備でき次第から15時30分まで

(4) 片付け時間 15時30分から16時30分(許可車両進入可能時間16時00分～)

※9時30分から16時までは、テント裏等に搬入車両を駐車しておくことはできません。

## 15 出店に伴う官公署への許可申請・届出

### (1) 保健所

食品販売や飲食の提供を行う場合は、提供食品の概要等(様式 2-1、2-2)を主催者に提出してください。主催者がまとめて保健所に提出します。

※1 会場では簡易な調理行為のみとすること。

※2 事前に仕込み作業を行う場合は、提供する食品を調理する能力があり、衛生的な管理が行われている施設で行うこと。

### (2) 税務署

酒類を販売する場合は、税務署に酒類販売の許可申請が必要となります。手続きは出店者の責任において行ってください。

※ 酒類販売は、酒類販売免許が交付された出店者に限ります。

### (3) 消防署

当日、消防の点検が随時行われます。点検の際は、必ず自主点検表を持参し、点検対応してください。

## 16 法令の順守

(1) 出店に当たっては、関係法令を必ず遵守することとし、法令が順守できない場合は、出店を取り止めていただくことがあります。(出店後であっても同様)

※ 適用法令 食品衛生法、景品表示法、不正競争防止法、薬機法、酒税法等

(2) 山梨県暴力団排除条例により、暴力団員等に対する利益の供与が禁止されています。様式 3 に基づき、様式 1 出店者調査票により、暴力団員等に該当するか山梨県警本部に照会します。

## 17 ゴミの処理

出店に伴うゴミは、出店者の責任において、必ず持ち帰り処分してください。

## 18 駐車場

1 区画につき 1 台分を確保します。(キッチンカーでの出店者は除く)

駐車場所 鯉沢小・中学校グラウンド、町民会館及びその他指定駐車場

※ 駐車許可証を必ず持参してください。許可証のない車両は、どのような理由であっても駐車できません。

## 19 注意事項

(1) 火気器具・煙火・ガソリン等の危険物の取り扱いについては、取り扱いの誤りにより甚大な被害が生じる恐れがあるため、取り扱いには十分に注意してください。(火気器具等を取り扱う際には、テント内に必ず消火器具を設置してください。設置がない場合は、出店の取り止めとします。)

※電気を使用する方は、可搬式発電機を各自で用意してください。

(2) 食中毒等の発生防止のため、提供する食品及び器具等の衛生管理の徹底をお願いします。(テント内には、必ず消毒用アルコール及び手洗い用水(ポリタンク)を設

置してください。)

- (3) 出店による事故、食中毒等によるトラブルに関して、全て出店者の責任とし、町制 15 周年記念事業実行委員会では一切責任を負いかねますので、ご了承ください。つきましては、賠償責任保険への加入を推奨します。

## 20 その他

- (1) 14 のスケジュールは、警察から強い指導もあることから、厳守してください。
- (2) 提出のあった出店申込書等に記載・添付された個人情報の取り扱いについては、主催者が責任をもって管理します。
- (3) 出店準備及び片付けのため、1 区画につき 1 台（許可車両）は、会場内への車両乗り入れを可能とします。乗り入れ許可書については、出店者説明会において配布します。

許可車両進入可能時間 8時30分から9時30分まで 16時00分から16時30分まで 時間内において速やかな移動をお願いします。
--